

# 岐 阜 県 公 報

第 二 百 三 十 四 号  
令 和 三 年 九 月 十 七 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表  
保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更

( 森 林 整 備 課 ) 四 九 五  
( 治 山 課 ) 四 九 六  
( 道 路 維 持 課 ) 四 九 七

### 公 示

落札者等に関する公示  
県営土地改良事業計画の決定  
土地改良区役員の退任及び就任

( 情 報 シ ス テ ム 課 ) 四 九 八  
( 農 地 整 備 課 ) 四 九 九  
( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 四 九 九

## 告 示

岐阜県告示第三百九十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 区域及び期間

#### 1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

#### 2 期間

令和三年十月三十日から一年間

### 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

### 三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除

を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
瑞浪市大湫町字鴻ノ巣一〇〇六の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市萩原町宮田字水洞口一九五五
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大滝字東谷七八二から七九〇まで、七九一の一から七九一の三まで、七九六の一、七九六の三

- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
県道	岐阜市鏡島西一丁目長良川左岸堤防敷地先（四六番二）から	岐阜市同	同	川左岸堤防敷地先（一三番一九）まで	後	前	別	ル	（メート	ル	（メート	備考

岐阜県告示第四百三二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考
一般国道	号	四百十七	大垣市赤坂新町四丁目一三番二地先から	同	市同	町同	一	同	一	同	三	同

図面は及び係る表示は、敷地の表示をい

岐阜県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和三年九月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
一般 国道 二百六十 一号		高山市高根町下之向字力 畑九八番一地从先から 同 市同 町同 字力 ド石五六番一地从先まで	前 A	二五・一 三六・三	九〇・九	
		同 市同 町同 字力 ド石五六番一地从先まで	後 A	三三・〇 五〇・〇	一〇六・一	
		高山市高根町下之向字力 ド石五六番一地从先から 同 市同 町同 字松 尾一七五番三地从先まで	前 B	五六・ 二六・五	一七〇・三	
		同 市同 町同 字松 尾一七五番三地从先まで	後 B	五六・ 二六・五	一七〇・三	
		高山市高根町下之向字松 尾一七五番三地从先から 同 市同 町大古井字彦 太郎屋敷四三七番四地从 先まで	前 D	一〇・二 四〇・五	三九六・八	
			後 D	一・一 七五・五	三九六・八	

岐阜県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
県道	岐ケ原線	不破郡垂井町新井字下中 野六八六番一地从先から 同 郡同 町同 字西野 三六八番地先まで	前	二〇・二 三三・七	一八・九	
			後	二二・ 三三・三	一八・九	

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」機器 調達業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年6月22日
- 4 落札者を決定した日 令和3年8月4日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号  
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店

6 落札金額 183,909,000円

枚田長 三沢 康秀

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部情報システム課情報システム係

(2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
小郷地区	中津川市役所	令和三・一〇九・一七から 同三・一〇九・一九まで

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年九月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
坂祝町木曾川右岸土地改良区	令和三年九月	理事	柴山 佳也	加茂郡坂祝町酒倉三七一番地一三	
用水右岸土地改良区	令和三年九月	同	荻谷 幹治	同	酒倉 七七九番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
坂祝町木曾川右岸土地改良区	令和三年九月二	理事	柴山 佳也	加茂郡坂祝町酒倉三七一番地一三	
		同	荻谷 幹治	同	酒倉 七七九番地
		同	三品 栄二	同	大針 九〇七番地
		同	兼松 幸史	同	黒岩 九三九番地二
		同	若井 俊春	同	深萱 四〇番地
		同	小島 利成	同	勝山 二二四番地
		監事	小栗 昭憲	同	酒倉 九二番地四
		同	兼松 和幸	同	酒倉 七一九番地
		同	村瀬 宏明	加茂郡八百津町和一七八八番地一	
		同			大針 一〇二番地
		同			黒岩 九三九番地二
		同			深萱 四〇番地
		同			勝山 三三九番地一
		同			勝山 二二〇番地一
		同			酒倉 九二番地四

令和三年九月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社